

# 太平洋諸島学会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、太平洋諸島学会（英文では Japan Society for Pacific Island Studies）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、会長が指定する場所に主たる事務局を置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、太平洋諸島地域の研究を通じて、関係諸国や関連学会との学際的交流並びに国際協力・交流の実践者との交流を深めながら、地域研究者の人材育成を図るとともに、太平洋地域の友好と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究誌の発行
- (2) 研究大会・研究会並びにシンポジウムの開催
- (3) 太平洋諸島に関する調査・研究
- (4) 太平洋諸島研究者の人材育成
- (5) 国内外の関連学会との学术交流
- (6) 政府又は地方団体が策定する諸政策等への提言
- (7) 政府、団体又は企業等が実施する諸事業に対する協力
- (8) その他、本会の目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、別に定める会費を納める者
  - (2) 学生会員 学生の身分を有し、別に定める学生会費を納める者
  - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、寄付金等の貢献のある法人、団体又は個人
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって本会の議決権のある会員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の正会員になるには、入会申込書を事務局に提出して理事会の承認を受けなければならない。

2 本会の学生会員になるには、指導教員又はそれに準ずる者の推薦状を添えた入会申込書を事務局に提出して理事会の承認を受けなければならない。

3 本会の賛助会員になるには、所定の申込書を事務局に提出して理事会の承認を受けなければならない。

(会員の義務と権利)

第7条 本会の会員は、次の義務と権利を有する。

- (1) 研究誌の受領
- (2) 本会事業への参加
- (3) 正会員と学生会員は、別に定める会費の納入
- (4) 本会諸規定の遵守

(会員資格喪失と退会)

第8条 会員は退会届けを事務局に提出することで、いつでも退会できる。但し、既納の会費及び寄付金は、これを返還しない。

2 2年以上の会費納入がないとき、又当該会員が死亡したとき、その資格を喪失する。

3 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたときなど、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

#### 第4章 総会

(機能)

第9条 総会は年1回開催し、2年ごとに役員を改選する。

2 総会の議長は、会長又は出席会員の中から会長が指名した者がこれに当たる。

3 役員が事業計画、予算・決算、その他会務に関する事項について報告する。

4 その他、決議事項が生じたときに審議し、決議する。

#### 第5章 役員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上15人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

(3) 企画編集委員 若干名

2 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

3 理事のうち1名を会長、必要に応じて若干名の副会長を置く。

4 理事と企画編集委員は兼務できる。

5 監事は他の役員を兼務できない。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長、副会長は、理事の互選により選出する。

3 企画編集委員は、理事会の承認を得て会長が会員の中から選任する。

(役員の仕事及び権限)

第12条 会長は、会務を統括し、総会・理事会を招集する。副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

2 理事は、理事会を構成し、予算・決算及び会務の審議を行う。

3 監事は、他の役員の仕事の執行並びに会計状況を監査する。

4 企画編集委員は、企画編集委員会を構成し、学会事業の企画、研究誌の編集並びに投稿論文の審査、掲載の可否の決定を行う。

5 会長は、事務処理のために事務局を指定し、事務局長を置くことができる。

#### 第6章 会計と会則改訂

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産管理)

第14条 本会の資産は理事会が管理し、その方法は協議の上で定める。

(会則の改訂)

第15条 本会則の改訂は、役員会の審議を経て、総会の承認を必要とする。

2 前項の承認には、総会出席者の過半数の賛成を必要とする。

附則 1. 本会則は、2012年9月11日から施行する。

2. 年会費は、正会員8,000円、学生会員4,000円とする。

3. 研究誌への投稿規定は、別途定める。

## 投稿規程

1. 『太平洋諸島研究』（以下、「本誌」。）は、太平洋島嶼国・地域に関する政治、経済、社会等の現状について分析し、同地域の国際情勢についての示唆に富む考察、提言等を唱える研究を広く募集する。
2. 本誌は会員間の研究成果交流の場を提供し、内外における太平洋諸島研究の一層の発展に資することを主目的として発行されるものであり、原則として会員による寄稿を掲載する。ただし、編集委員会が特に必要と認める場合、あるいは編集委員会が寄稿を依頼する場合はこの限りではない。
3. 投稿された原稿は、編集委員会の責任において審査を行い、採否を決定する。審査にあたっては1 原稿ごとに2 名の査読者を選定し、査読結果を参考にす。査読者には投稿者の氏名を伏して依頼する。
4. 掲載された原稿の著作権は著者に、編集著作権は本学会にそれぞれ帰属するものとする。
5. 著者に原稿料は支払われない。抜き刷り10 部が進呈される。10 部を超える部数については、有償で増刷提供する。
6. 投稿にあたっては、原著論文、研究ノート、書評のうち、どのカテゴリーに入るかを明記する。ただし、カテゴリーについての最終判断は、編集委員会で行う。論文は、先行研究を十分に咀嚼し、関連する幅広い研究の流れを正確に踏まえ、当該分野の研究史にオリジナルな貢献を示す可能性を有するものを指す。研究ノートは、価値ある議論へ発展する端緒となるような学術的あるいは政策提言上意義のある論点を示すものを指す。書評は、学術的もしくは太平洋島嶼国・地域をめぐる国際情勢の現状を考察する上で高い価値を有すると思われる著作を紹介しているものを指す。なお、書評の対象となる刊行物は会員の著作に限定しない。
7. 投稿方法
  - (1) 使用言語は日本語または英語とする。
  - (2) 英文原稿についてはネイティブ・スピーカーによる英文チェックを済ませ、完全な原稿にして投稿すること。なお、そのために必要な費用については投稿者自身の負担とする。
  - (3) 投稿原稿は、Windows 形式のMicrosoft Word、A4 版で作成し、電子メールにて学会事務局宛に送信し提出する。図表をふくめ一つのファイルにまとめて提出すること。
  - (4) 和文原稿の論文および研究ノートは16000～20000 字程度（図、表、注、参考文献を含む）とする。また、これとは別に400～800 字程度の和文要旨を付すこと。書評は5000 字程度とする。  
英文原稿の論文および研究ノートは、8800～17600words 程度（図、表、注、参考文献を含む）とする。また、これとは別に220～440words 程度の英文要旨を付すこと。書評は2800words 程度とする。
  - (5) 第1 ページ目には、表題、原稿の種別、著者名、所属を、それぞれ日本語と英語で明記し、最後にEmail アドレスを記載すること。
8. 投稿および問い合わせ先  
〒107-0052 東京都港区赤坂8-10-32 アジア会館3 階  
一般社団法人太平洋協会内 太平洋諸島学会事務局  
電話：03-3403－8474 Fax：03-3404－7810  
Email：contact@jspais.org  
問い合わせはできるだけEmail でお願いたします。  
投稿原稿は毎年7 月末日を締め切り期限とします。